

はじめよう！ はままつ 農ライフ

家庭菜園からステップアップしたい。日々の暮らしを充実させたい。副業で農業を始めてみたい…。

1つでもピンと来たあなた、今がチャンスです！今月の特集では、“農”が身近にあるライフスタイル「農ライフ」を紹介します。



「農ライフ」って何？

毎日の暮らしのそばに「農」がある…。市では、農が身近にあるライフスタイルのことを農ライフと呼んでいます。

● 家庭菜園から本格的な農業まで

● 趣味からビジネスまで

● 個人から企業まで

農ライフのかたちは人それぞれ。市は、市民の皆さんの農ライフを応援しています。

なぜ、今「農ライフ」？

浜松は、豊かな自然環境や温暖な気候に恵まれた全国でも有数の農業都市です。年間を通してさまざまな農作物が生産されていますが、農業従事者の減少や高齢化などにより、管理できない農地が増えているという見過ごせない課題もあります。特に、宅地化の進む地域では農業に活用されにくい、面積の小さな細切れの農地が増えています。

農地を取得する（買う、借りる）には、農地法に基づく許可が必要です。これまでは、農家でなければ農地の取得が難しかったのですが、2023（令和5）年4月の農地法改正[※]により、農地取得のハードルがぐっと下がり、農家でない人でも農地取得がしやすくなりました。これを機に農地取得者は急増中で、2024（令和6）年度は2022（令和4）年度の10倍以上、100人を超える人が市内で新しく農地を取得しています。

まさに、今が「農ライフ」を始めるチャンスです！

[※]農地法の改正については、5 ページで紹介しています



CASE 1
食から健康
杉谷さん夫婦

「ブロッコリーの種、見たことありますか？ 米粒よりずっと小さいんです。初めて見た時はびっくりしました。これがあんなに立派に育つんだって」そう語るのは、農ライフを始めて5年の杉谷由子さん。「小さい面積なら負担も少ないし、楽しく野菜作りができたらそんな思いで、夫婦二人三脚の農ライフはスタートしました。」

育てる過程で失敗も経験し、食べ物の大切さを改めて実感したとのこと。「暑さでスイカが枯れてしまったり、ソラマメがカラスに食べられたり…。毎年、試行錯誤の連続です」

失敗があるからこそ、収穫できた時の喜びは格別。今では、野菜作りが2人の共通の楽しみに。「自分たちで育てた新鮮な野菜は最高においしいです。無農薬で育てられるのもうれしいですね」

「食から健康」を合言葉に、いつまでも元気に農ライフを送りたい」と笑顔で話してくれました。

すぎや とおる よしこ
杉谷 透さん(左)、由子さん

知り合いが市民農園※
[ガルテンアットマークムトウ
GARTEN@610(中央区下飯田町)]を開園したことをきっかけに農ライフを始める。夏に採れる小玉のスイカが2人のお気に入り。



※市民農園では、小さい面積(20～50㎡程度)で野菜作りを楽しむことができます。詳しくは5ページで紹介しています

CASE 2
人生の楽しみ
沖松さん親子

「小さい頃、祖母が育てていたキュウリをよく食べていました。本当においしくて、大好きだったんです」沖松友美さんは、農ライフ1年目。「子供たちにも、採れたてのキュウリのおいしさを味わってほしい」その思いが、農ライフを始めたきっかけです。週末に、季節を感じながら、市民農園で野菜作りを楽しんでいます。市民農園のオーナーや他の利用者からアドバイスをもらい、年間10種類以上の野菜を育てる沖松さん。2人の子供たちも、畑に行きたい！と自ら手伝ってくれるそう。

「新鮮な野菜はおいしいのか、子供たちもよく食べてくれます。自分たちで育てているから、一段とおいしく感じるのかもしれない。一番好きな野菜はやっぱりキュウリ。ミニトマトやブロッコリーもよく食べてくれます」

農ライフを始めてから、生活が豊かになったとのこと。「私たち親子にとっで、一緒に野菜作りをする経験は、かけがえないものです」今では、農ライフが人生の楽しみの一つだそうです。



沖松 友美さん(中央)
ひよりさん(左)、心陽さん

ひよりさんの通学路で市民農園を見かけ、興味を持つ。区画には子供たちの名前にちなんで名付けた「こはるひより畑」の看板が立っ。

農×○○!?
それぞれのかたちで楽しむ
「はままつ農ライフ」

農ライフのかたちは人それぞれ。しかし、皆さん「始めてよかった」と口をそろえます。

市公式noteでも、市内で農ライフを楽しむ人たちのストーリーを連載で紹介しています。

この特集で紹介した皆さんのより詳しいお話も公開予定です。ぜひご覧ください。

HP▶ [浜松市公式note 農ライフ](#)



大竹 峻さん(左)、佑さん

市内の企業に勤めながら副業として農業にチャレンジ。育てた野菜は畑の無人販売所や近所の神社で販売している。いつか挑戦してみたい作物は、レモン。



今月の表紙は、大根を収穫するお二人です。佑さんが率先して収穫する様子が印象的でした。

CASE 3
野菜で広がるご縁
大竹さん親子

8年前広報はままつで「ユニバーサル農業※」の記事を読んだことがきっかけで、大竹さんの農ライフはスタートしました。

「長男の成長に少しでもプラスになればと、まずは市民農園を借りてみました」やってみると楽しくて、のめり込む大竹さん。程なく、野菜作りが生活の一部にもっと広い畑でやりたい！と、新たに1000㎡ほどの畑を借り、今では副業として農業にチャレンジしています。

「毎朝、出勤前に畑で作業するのが日課です。長男も収穫が大好きで、週末は積極的に手伝ってくれます。白ナスやシナモンバジルなど、普段見かけない珍しい品種に挑戦するのが面白いんです」

思い切って神社の朝市に出店したことを機に、地域の人のつながりも生まれました。野菜で広がるご縁が、大竹さんの農ライフをより豊かにしています。

「農ライフに興味があるけれど…」という人。まずは市民農園、いやプランター一つからでも。ぜひ最初の一步を踏み出してみてください」

※福祉の視点を農業に取り入れ、高齢者や障がいのある人の力を農業経営に生かそうとする取り組み

農×ビジネス

CASE 4

お茶から始まる みんなの笑顔

村松さん夫婦

創業87年。村松正浩さんは、3世代にわたり製茶業を営む(有)村松商店の3代目。創業当初は茶生産農家から茶葉を買い、製茶して卸していましたが、2代目が「自分たちで畑からおいしいお茶を作りたい」と茶生産をはじめます。

そんな環境で育った正浩さんにとって、農は身近な存在でした。今では、自分たちで育てたお茶を、自分たちで加工し、自分たちで売ることにこだわりの持つています。1年ほど前、新しい取り組みとして、店舗併設でカフェをオープン。お茶を使ったスイーツを販売しています。お客さんの年齢層が広がり、若い人や家族連れでにぎわうようになりました。

お茶作りとカフェの両立は苦労もありますが、うれしい面も。「多くの農家は、作物を出荷した後、加工や販売には携わりません。自分たちで販売することの魅力は、お客さんの顔を直接見られること。笑顔で『おいしかったよ』と言ってもらえた時は、カフェを始めてよかったと思います」

「農」を通じた村松さんの挑戦は、これからも続きます。



まさひろ
村松正浩さん(右)、
えりか
枝里香さん

正浩さんは、村松商店(中央区西山町)の3代目として、お茶の生産から販売まで全工程に携わる。カフェは枝里香さんが中心となって切り盛り。

今がチャンス！農ライフのはじめ方

小さい面積で気軽にはじめたい！

市民農園

市民農園は、市民が土に親しめる場として、市や農地所有者が運営しています。1区画20～50m程度の広さで、農業経験がなくても手軽に野菜作りが体験できる場所として人気が高まっています。市内には51の市民農園があります。

市民農園の種類

市が運営：いきいき菜園

民間が運営：市民農園(市の許可で農地所有者が開設)

※右の農地取得要件に関わらず、誰でも借りることができます

※市民農園では、永年性作物・果樹類の栽培、工作物などの設置、営利目的の作物栽培はできません



市HP ▼
いきいき菜園



市HP ▼
市民農園のすすめ

市民農園より広い農地がほしい！

農地銀行

浜松市農地銀行では、ウェブサイト上に農地所有者から申し込みされた、「貸したい・売りたい」農地の情報を公開し、「借りたい・買いたい」人とのマッチングを行っています。地区ごとに検索でき、自宅や職場から通いやすい農地を探せます。

農地取得要件

要件を満たせば誰でも取得可能！

- 所有地を含め農地全てを耕作すること
- 農業従事日数が一定以上であること
- 周辺の農地利用に支障がないこと

これはダメ！

- 投機や資産保有目的での農地取得
- 短期間のうちに農地転用

HP ▼

浜松市農地銀行



コラム●農地法の改正

法改正により、農地の取得がしやすくなっています。これまでの改正で特に大きなポイントを2つ紹介します。

①下限面積要件の撤廃(2023[令和5]年改正)

一定以上の規模で農業を営む人でなければ農地を取得できないという要件が撤廃され、小規模な農業ができるようになりました。

②企業の農業参入の規制緩和(2009[平成21]年改正)

規制のあった一般企業による農地のリースが全面自由化され、食品関連産業やサービス業、建設業など多様な企業の農業参入が増えています。

農地の管理に困っている人へ

農地銀行への登録や、市民農園として活用することを検討してみたいかがでしょうか。農地に関する困りごとは、農業委員会事務局へ気軽にご相談ください。

※市民農園の開設方法については、農業振興課(☎457-2331)へ